

令和元年6月19日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

平成から令和へと新たな時代を迎えました。これまで、裁判所は、社会経済活動の複雑化や少子高齢化の進行に伴う社会構造の変化、価値観・家族観の多様化や国際化の進展等による国民意識の多極化・流動化等に的確に応えるべく、司法制度改革を始めとする大きな制度改革に対応しながら、在るべき裁判の姿を追求してきました。A I や I o T の急速な普及が国民の生活を大きく変容させつつあることに象徴されるように、社会の変化が一層加速することが見込まれる中、安定した社会の基盤の一つであるべき司法に対する国民の期待はますます高まっていくものと想像されます。これまで培ってきた知見、議論の蓄積を十分にいかしつつ、同時に、社会の進んでいく先を見据え、従来の発想にとらわれることなく、裁判の姿が時代に即し国民の期待に応えられるものになっているかを常に問い続け、必要な改革を着実に行っていかなければなりません。

民事事件については、民事訴訟手続の I T 化に関する検討が、全国の地方裁判所等において行われています。また、本年度中にはウェブ会議等を利用した争点整理の新たな運

用の開始が予定され、その円滑な実施に向けた準備も進められているところです。こうした検討作業は、現状の手続の一部をITに置き換えるにとどまるものではなく、民事訴訟の在り方の抜本的見直しにつながる契機となるものであることから、実務を担う一人一人の裁判官には、現在の運用を批判的に考察し、民事訴訟の改革のために何をすべきかを真剣に考え、主体的に取り組むことが求められます。とりわけ、民事訴訟手続の中核を成す争点整理については、これまでもその充実に向けた取組が続けられてきたところですが、IT化に伴う改革にも連動させつつ、現在の課題を克服し、新たな制度にふさわしいプラクティスを確立しなければなりません。そのためには、この機会に、争点整理を行う目的とその基本的な在り方につき改めて裁判官の間で共通認識を醸成した上で、真の意味での争点中心型の審理を実践することにより事案に即してメリハリの利いた審理判断を実現するための方策を検討し、継承・発展させていくことが重要です。そのような問題意識を持って、各部、各裁判所で幅広く意見交換がされることを期待します。

裁判員制度は、本年5月に、施行から10年の節目を迎えました。この間、おおむね安定的に運営されてきたのは、

何より参加される国民の高い意識や誠実な姿勢のおかげですが、法曹三者の努力、協力の成果でもあると言ってよいでしょう。裁判所職員各位の努力に対しても、ここで改めて敬意を表したいと思います。ただ、制度を更に発展させ、国民の間に根付かせていくためには、公判前整理手続の長期化等の従前からの課題のほか、裁判員と裁判官の間で真の意味での実質的協働を更に押し進めることや、裁判員裁判の成果を刑事裁判全体に及ぼしていくことなど、より大きな課題に腰を据えて取り組んでいく必要があります。その際には、法曹三者各々が蓄積された事例を検証するとともに、相互の議論を深めることによって、現状や課題についての問題意識を共有することが求められます。また、裁判員制度10周年を機に各庁で広報活動が積極的に行われていますが、裁判所と地域社会との距離を縮め、制度への理解を広めるための取組は、本来他の裁判分野においても大きな意味を持つものであり、これを契機に今後も息長く続けてもらいたいと思います。裁判員制度の後に導入された新時代の刑事司法制度に係る新たな諸制度も、今月をもってその全てが実施されることとなりましたが、裁判所には、法の求める役割を着実に果たしていくことが求められ

ます。

社会や家族の在りようの変化に伴い、家庭裁判所に対する国民の期待はますます高まり、求められる役割も多様になっています。本年度は、成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組の中間年に当たります。この中で、家庭裁判所は、いわば地域の力を結集して本人と後見人を支える態勢を構築する取組との連携を求められているわけですが、これは、これからの家庭裁判所の在り方の一つを象徴するものといえます。地方自治体等関係機関との連携を深め、各地における取組を粘り強く後押しするとともに、引き続き、個々の事件処理における運用の改善に向けても真摯に取り組んでいく必要があります。面会交流事件を始めとする子をめぐる事件は、多角的な分析が求められ、当事者間の対立も先鋭化しやすいことから、解決に困難を伴うものが少なくありませんが、これまで培ってきた各職種の知恵を集め、子の福祉の観点からより良い解決に向けて取り組まなければなりません。少年事件においても、働き掛けや処遇の選択に困難を伴う事件が少なくなく、非行の背景・要因を含む的確な分析と関係機関との連携を強化し、少年の改善更生に向けた適切な措置を追求していくことが求め

られています。創立70周年の節目の年に当たり、法的な紛争解決機関としての家庭裁判所像を今一度振り返るとともに、新たな時代に果たすべき役割を見つめ直す良い機会にしてほしいと思います。

各分野における以上のような取組を押し進め、裁判所が適切にその使命を果たしていくためには、裁判部門の中核を構成する「部」において、部総括裁判官を始めとする構成員それぞれがその役割を果たしつつ、各分野における改善等に向けた意見交換を行うなどして、その機能を十分に発揮させるとともに、部の置かれていない家庭裁判所や支部等においても同様の機能を果たせるようにしていくことが重要であると考えられます。事務局も、そうした問題意識を共有し、裁判部門を支えるために、業務の見直しを行うべき点はないか、不断の振返りが求められていることは、改めて言うまでもありません。

あわせて、所属する部署のいかんを問わず、各裁判所職員が、それぞれの持てるものをいかしながら、自己研さんを通じて幅広い分野の知識や実情等を吸収し、広い視野や深い洞察を持って職務に取り組む必要があります。とりわけ、裁判官は、裁判事務及び組織運営の要として、高い志

を持って、主体的かつ自律的に研さんの努力を続け、日々誠実に職務に励むとともに、裁判所が抱える諸課題を的確に把握し、これに向き合っていくことが望まれます。また、これらを支援するための研修の充実強化についても、引き続き、取り組んでいく必要があると考えます。

新たな時代にあっても、裁判所が国民の信頼と期待に応えていくことができるよう、裁判所職員一人一人が真摯にその職責を果たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

以上